

入 札 公 告

那珂川町公告第 1 2 号

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 3 日

栃木県那須郡那珂川町長 福 島 泰 夫

1 入札対象工事

工事番号	6 - 1
工 事 名	第 2 期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）
工事箇所	那珂川町内
工 期	令和 7 年 3 月 2 5 日限り
工事概要	別紙整備概要書に記載のとおり
予定価格	事後公表
低入札価格 調査制度	低入札価格調査制度を適用する。
そ の 他	本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加できる者の形態

- （1）単体企業（以下「単体」という。）又は 2 ないし 3 者以内による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。
- （2）単体の場合にあっては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- （3）特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、那珂川町建設共同企業体取扱要綱によること。以下の形態をとることはできない。
 - ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。
 - イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。
- （4）特定企業体は、自主結成とする。なお、当該特定企業体は、当該工事を落札できなかったときは解散するものとする。
- （5）特定企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、構成員が 2 者の場合、それぞれの出資比率は 3 0 % 以上、構成員が 3 者の場合、それぞれの出資比率は 2 0 % 以上とする。

3 入札に参加する者に必要な資格等

本件入札に参加する者に必要な資格は、事後審査型条件付き一般競争入札共通事項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1）建設業の許可

単体又は特定企業体における構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 所在地

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、建設業法第3条第1項の規定による電気通信工事の許可を受けている者で、令和5・6年度那珂川町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

イ 特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、建設業法第3条第1項の規定による電気通信工事の許可を受けている者で、本店を栃木県内に有する者（令和5・6年度那珂川町入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。）であること。

ただし、町が止むを得ないと認めた場合は、1者のみと特定企業体を結成することも可とする。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、電気通信工事業について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体および特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,300点以上であること。また、その他構成員については、その総合評定値が700点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のものであること。

※1 総合評定値とは、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された、建設工事の種類022（電気通信工事）の「総合評定値（P）」をいう。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から本件入札の公告日までの間に、元請として次に掲げる工事を完成し、引渡した実績（以下「施工実績」という。）があること。

自治体発注による総務省の補助金を活用したF T T H方式による有線テレビジョン放送設備について、代表者としての施工実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の構成員の配置予定の技術者は、以下のとおりとする。

①主任技術者または監理技術者【専任】※下請契約4,000万円以上となる場合は監理技術者を配置。

直前10年間に工事が完了し、引き渡しが行われているF T T H方式による有線テレビジョン放送設備を、技術員・現場代理人・監理技術者として施工した経験を有している者（補助事業を活用した自治体発注案件に限る）。

②担当技術者【専任】

C A T V総合監理技術者または第1級C A T V技術者の資格を有すること。（現場代理人及び監理技術者との兼務は可とする）

イ 配置予定技術者は、入札に参加しようとする者と、入札参加申請書の提出までに、継続して3か月以上の雇用関係があること。

ウ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

エ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

オ 落札者決定後、C O R I N S（工事实績情報システム）等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他

ア 本工事に係る設計業務等の受託者である「東京都文京区小石川1-1-17 株式会社イ・エス・エス」と、資本若しくは人事面において次のいずれかに関連がある業者でないこと。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。

②建設業の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

イ 当該工事の完成後に引き渡しを受ける施設・設備等は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例（平成21年那珂川町条例第1号）第1条の規定に基づく那珂川町ケーブルテレビ施設に位置付けるものである。

当該施設の管理は同条例第 3 4 条の規定に基づく指定管理者に行わせており、指定管理者は、同条例第 3 8 条の規定に基づき、施設の管理運営及び維持管理に関する業務を行っている。

落札者（受注者）は当該工事の施工中、完成・引渡し後においても、当該工事に係る施設・設備の保守及び運用に必要と認められる範囲内において、随時、指定管理者の求めに応じ協力体制を執るよう努めること。

4 入札日程等

手続き等	期間、期日等	場所、問合せ先等
入札参加申請書の提出期間	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から 令和 6 年 6 月 3 日（月）まで 午前 9 時～午後 5 時まで ※那珂川町一般競争（指名競争）入札 参加資格（建設工事）及び最新の経営 規模等評価結果通知書・総合評定値通 知書（写）を添付すること。	様式を那珂川町ホームページからダウンロー ドし、提出期限までに総務課管財係まで持参し 提出すること。 http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/ 提出先：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地 那珂川町役場 総務課 管財係
特定建設工事共同 企業体参加資格審 査申請書及び協定 書等提出期間	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から 令和 6 年 6 月 3 日（月）まで 午前 9 時～午後 5 時まで ※関係書類を添え、上記入札参加申請 書と併せて提出すること。	様式を那珂川町ホームページからダウンロー ドし、提出期限までに総務課管財係まで持参し 提出すること。 http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/ 提出先：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地 那珂川町役場 総務課 管財係
設計図書等の閲覧 期間	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から令和 6 年 6 月 3 日（月）まで ※那珂川町ホームページ上でデータの閲覧が可能な期間	
設計図書等の閲覧 方法	《閲覧の方法》 パスワード付き電子データで那珂川町 ホームページに掲載する。閲覧を希望 する者は「設計図書等閲覧申請書」に 必要事項を記入し、右記の場所に電子 メールで申請すること。なお、電子メ ール送信後は、確認のため電話連絡を 行うこと。	申請先：企画財政課 光ケーブル整備室 電話 0 2 8 7 - 9 2 - 1 2 6 6 E-mail:hikari@town.tochigi-nakagawa.lg.jp 申請受付後、記載されたメールアドレス宛に パスワードを通知する。
設計図書等に関す る質問の提出期 間・方法	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から 令和 6 年 6 月 3 日（月）まで 午前 9 時から午後 4 時まで ※最終日の質問は正午までに行うこと ※電話、FAX での質問は一切不可	本工事に関する質問は、指定書式（別添様式） により下記の工事所管課へ電子メールで送信 すること。なお送信後は確認のため必ず電話連 絡を行うこと。（質問様式については、町ホーム ページ「入札公告」《提出書類関係》よりダウ ンロード可） 送信先：企画財政課 光ケーブル整備室 電話：0 2 8 7 - 9 2 - 1 2 6 6 E-mail:hikari@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

質問書回答期日・方法	令和6年6月 4日（火） 午後2時以降	質問書の回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。
入札書の提出	令和6年6月 4日（火）から 令和6年6月11日（火）まで 馬頭郵便局必着	一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。 送付先：〒324-0699 馬頭郵便局留置 那珂川町役場 総務課 管財係 行 ※「留置」郵便に関する詳細については、到着期日等を含め、事前確認すること。
積算内訳書の提出 （入札書と同封）		
開札立会人への連絡	令和6年6月 4日（火）	同日に開札される案件の全入札参加申請者の中から2社を選定し通知する。
開 札	令和6年6月12日（水） 午前10時00分より	那珂川町馬頭555番地 那珂川町役場 多目的活動室
入札参加資格要件 確認申請書等の提出	令和6年6月14日（金） 午後4時00分まで	持参により提出すること。 提出先：那珂川町役場 総務課 管財係
落札の可否の通知	確認申請書等が提出された日から起算して2日以内	落札者に落札通知を交付する。
入札結果の公表	落札者決定の翌日から	那珂川町ホームページ等で公表する。
仮契約締結手続	落札決定のあった日の翌日から起算して7日以内に締結	仮契約書類の提出先 栃木県那須郡那珂川町馬頭116番地5 那珂川町役場 企画財政課光ケーブル整備室 （ケーブルテレビ放送センター内） 電話 0287-92-1266

- (注) 1 期間を定めたものについては、「那珂川町の休日定める条例」に規定する休日（以下「休日等」という。）及び正午から午後1時までを除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。
- 2 開札の時刻は執行開始予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。
- 3 開札には選任された立会人以外の者も傍聴することができる。

5 入札保証金等

入札保証金	納 付 ※那珂川町契約規則第6条に定める入札保証金をいう。保証金の額は、見積りに係る契約金額の100分の5以上とする。
契約保証金	納 付

6 支払条件

前金払	請求できる。（契約金額が500万円未満の場合を除く。）
-----	-----------------------------

7 地元企業等への受注機会の拡大

- (1) 本工事の施工に際し、下請契約を締結する場合は、地元到店又は支店・営業所等を有する者を選定又は工事に参加できるよう努めること。
- (2) 本工事の施工に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、地元到店又は支店・営業所等を有する者を選定するよう努めること。
- (3) 調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては、地元又は栃木県内産を基本として、購入又は優先使用すること。

8 その他

- (1) 別紙事後審査型条件付き一般競争入札共通事項に示すとおりとする。
- (2) 本件についての詳細及び不明な点については、次に照会すること。

公告の内容	那珂川町役場 総務課 管財係	那珂川町馬頭 5 5 5 番地 電話 0 2 8 7 - 9 2 - 1 1 1 1
工事の内容	那珂川町役場 企画財政課 光ケーブル整備室	那珂川町馬頭 1 1 6 番地 5 (那珂川町ケーブルテレビ放送センター内) 電話 0 2 8 7 - 9 2 - 1 2 6 6
入札及び契約書式等	那珂川町役場 総務課 管財係	那珂川町馬頭 5 5 5 番地 電話 0 2 8 7 - 9 2 - 1 1 1 1

- (3) 本件への入札に関して、以下の要領等（那珂川町ホームページに掲載）を確認すること。
 - ・ 那珂川町事後審査型条件付き一般競争入札実施要領
 - ・ 那珂川町建設共同企業体取扱要綱
 - ・ 那珂川町郵便入札実施要領
 - ・ 郵便入札の方法（封筒記載例）
 - ・ 那珂川町低入札価格調査制度事務処理要領
 - ・ 入札、契約に関する書式、様式等

別紙整備概要書

項 目		内 容	設計数量	備 考
1	局舎設備	放送センターに設置する F T T H用の光成端箱・ 機器収納架ほか	スプライスユニット 1式 WDM(3系統内蔵ユニット) 41式 同上サブシャーシ 1台	
2	送受信設備	放送センターに設置する BS受信点設備 局間伝送設備 放送系の機器 通信系の機器 イントラ用伝送機器等	放送用ヘッドエンド設備 1式 通信系設備(10GEPON) 1式 F M音声告知放送設備 1式 イントラネットワーク設備 1式	10G対応機器 遠隔操作PC設備
3	線路設備	F T T Hの伝送路設備	光ファイバケーブル4～200芯 1式 光クロージャ 1式 カプラクロージャ 1式 架線関係 1式 引込関係 1式 宅内関係 1式 公共施設関係 40箇所	
4	端末設備	加入者宅に設置する V-ONUおよび D-ONU F M音声告知端末 公共WIFI	放送系端末V-ONU 2318台 通信系端末D-ONU(1G・WIFI付) 500台 F M音声告知端末 2318台 通信系端末D-ONU(10G) 40台 アクセスポイント 40式	
5	電源設備	放送センターに設置する 電源設備	無停電電源装置20KVA 1式 非常用発動発電機 1式 屋外キュービクル 1式	
6	監視装置	放送センターに設置する 監視装置	伝送路総合監視装置 1式 施設管理WEBシステム 1式 加入者管理装置CAD操作PC 3式	